12 水産業振興施策の充実について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 漁業経営の安定を図るため、漁業共済制度を拡充すること。 また、燃油価格高騰による影響を緩和する「漁業経営セーフティーネット構築事業」については、平成25年7月から実施された緊急特別対策を継続すること。
- (2) ウナギ資源の減少が危惧される中、シラスウナギを安定的に確保するため、国際的な資源管理対策に法的拘束力を持たせ、資源保護を着実に推進するとともに、許可制への移行に際しては資源保護と零細な生産者の経営が両立できる養殖量制限とすること。また、シラスウナギの人工種苗量産化の技術開発に引き続き取り組むこと。
- (3) 平成32年以降のフロン生産規制に対応した、漁業用製氷・ 冷蔵・冷凍施設の整備を促進すること。

(背景)

○ 漁業共済制度は漁業経営安定に有効な施策であるが、より多くの漁業者が制度へ参画することができるよう、漁業共済における国庫負担割合の引上げが必要である。

また、燃油価格高騰対策として講じられている「漁業経営セーフティーネット構築事業」は、平成25年7月から、異常な高騰分について、国の負担割合を引き上げる緊急特別対策が講じられているが、この措置は、平成27年度までとなっており、燃油価格の動向は不安定で、再び高騰する恐れがあることから、平成28年度以降も継続する必要がある。

○ 近年、シラスウナギの採捕量の減少と取引価格の高騰により、ウナギ養殖業は大きな影響を受けている。平成26年6月には国際自然保護連合がニホンウナギを絶滅危惧種に指定し、今後、国際取引が規制される可能性もある。ウナギを持続的に利用するには、東アジア全域における国際的なウナギ資源管理による資源保護が重要であり、平成26年9月に日本、中国、韓国、台湾において資源管理の枠組の設立に合意した。この枠組による資源保護を着実に推進するためには、この枠組及び各国・地域内の資源管理対策に法的拘束力を持たせる必要がある。

国は国内の資源管理対策として、平成26年11月から内水面漁業の振興に関する法律に基づきウナギ養殖業に届出制を導入し、平成27年6月からは生産者毎の養殖量を制限する許可制に移行した。平成27年11月からの次漁期の養殖量制限にあたっては、零細な生産者の経営が成り立つ基準で設定される必要がある。

また、最も安定的なシラスウナギ確保の手段は人工種苗の量産化である ことから、その技術の一刻も早い開発が必要である。

○ 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の削減スケ ジュールにより、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)は平成32年 の生産中止が定められた。現在の漁業用製氷・冷蔵・冷凍施設の多くは、 HCFCを冷媒に使用している(県内の約8割)ことから、施設の維持管理における冷媒の供給に支障をきたすこととなる。このため、代替フロン式冷却機器への更新が必要となり、漁協経営を大きく圧迫することから、補助率の引上げが必要である。

(参考)

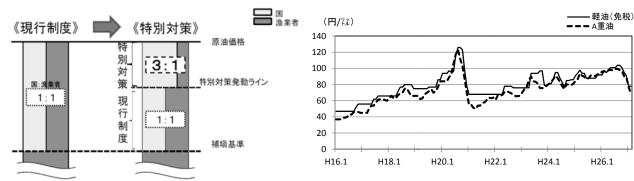
◇ 漁業共済 (漁獲共済) 掛金の負担割合

加入経営体数要件	国庫負担割合	漁業者負担割合
全数加入	50%	50%
半数以上加入	25%	75%
半数未満加入	0%	100%

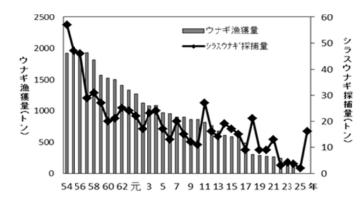
※10 トン以上 20 トン未満の漁船の事例

◇ 緊急特別対策の仕組み

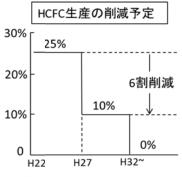
◇ 燃油価格の推移



◇ 国内のウナギ漁獲量とシラスウナギ採捕量



◇フロン生産規制対策



※基準量(100%)は平成元年実績値

◇ 国際的なウナギ資源管理の 枠組の合意事項

- ・ニホンウナギの池入れ量を直近から 20%削減 異種ウナギは近年の水準より増やさない
- ・ 各国及び国際的な養鰻管理団体の設立
- ・法的拘束力のある枠組の設立を検討

◇ 平成25年のウナギ養殖生産量

県	生産量(トン)	1経営体当たりの 生産量(トン)
鹿児島県	5,747	133.7
愛知県	3,140	21.7
宮崎県	2,840	78.9
静岡県	1,396	30.3

国における製氷・冷蔵・冷凍施設の整備補助率

年間水揚量	現行
5,000t 以上	1 / 3
5,000t 未満	1 / 2